

国民年金



納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれません。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収

証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

事業主のみならず 労働保険の加入手続きはお済みですか

11月は労働保険適用促進強化期間です

群馬労働局総務部労働保険徴収室では、労働保険の未手続事業場を解消するため、県内各労働基準監督署・公共職業安定所、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会群馬支部等と連携を図り、労働保険未手続事業場に対し加入推奨、訪問指導を行う等、積極的に適用促進業務を進めております。

労働保険とは、「労働者の保護」を目的とし、国が管理・運営する強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業主には、法人個人を問わず加入が義務付けられ、事業主は労働保険の加入手続きを行わなければなりません。

労働保険未手続事業場の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の

向上等の観点から極めて重要であることから、指導の結果、加入手続きを行わない事業主に対しては、強制的な加入を含めた対策を実施しています。

加入手続き及び加入に関するお問い合わせは、群馬労働局総務部労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)までお願いいたします。

お問い合わせ

群馬労働局総務部
労働保険徴収室
☎027・896・4734

警察の犯罪被害者等支援制度について

● 情報提供

(被害者連絡制度や一被害者の手引き)の交付

事件の捜査状況や被害者の検挙・処分状況の連絡や被害者支援制度を説明するパンフレットの交付等を行っています(性犯罪被害者の相談・届出の際、担当警察官の性別を選ぶこともできます)

● 公費の支出 (経済的負担の軽減)

一定の条件のもと、医療機関に対する初診料・診断書料のほか、カウンセリング費用、事件により転居した場合の費用等を公費で負担します。

● 犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度による一時金の支給
(国が、ご遺族や被害者本人に対し支給)

故意の犯罪行為により、死亡、負傷又は疾病が生じた場合及び国外における故意の犯罪行為により、死亡、障害が残った場合に支給されます(審査によって、減額又は不支給となる場合があります)

● その他

精神的被害の回復を支援するためのカウンセリング、各種相談への対応(女性職員への対応も可能)、民間被害者支援団体との連携等も行っていきます。

● お問い合わせ

吾妻警察署警務課
☎0279・68・0110
(内線211)